

横浜市動物適正飼育推進員設置要綱

制 定 平成 17 年 10 月 17 日 衛食品第 10164 号
最近改正 令和 7 年 7 月 10 日 医動第 506 号(局長決裁)

(設置)

第 1 条 動物の適正な飼養の推進を目的に、地域に密着した活動を行い、動物の所有者等に対して必要な助言等を行うことにより、動物の飼育をめぐる問題の解決を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条に基づき、横浜市動物適正飼育推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満 18 歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
 - (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の構成団体等から推薦を受けた者
- 2 市長は、推進員を委嘱する者に対し「横浜市動物適正飼育推進員証」（以下「推進員証」という。）（第 1 号様式）を交付する。

(活動)

第 3 条 推進員は次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 2 項各号に定められた活動。
 - (2) その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。
- 2 推進員は、その活動にあたり、推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。
- 3 推進員は、市長が求めた活動期間の活動報告書（第 2 号様式）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(責務)

- 第 4 条 推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。
- 2 推進員は、その活動を行うときは、常に市民への公平性、信頼性の確保に努めるとともに、行政職員と連絡を密にし、その指示に従わなければならない。
 - 3 推進員は、その活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とし、委嘱の時期は4月1日から開始し、翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(活動費用の一部支給)

第6条 市長は、第3条第1項に規定する推進員の活動のうち、区生活衛生課長または動物愛護センター長の依頼に基づき行った次の活動について費用の一部を支給する。

- (1) 飼い主のいない猫についての啓発及び不妊去勢手術等の繁殖防止措置に関する必要な助言
- (2) 犬、猫等の適正飼育についての啓発
- (3) 犬、猫等の災害に関する啓発
- (4) 市又は区が主催する催事等への協力
- (5) 市又は区が主催する研修への参加
- (6) その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めた活動

2 前項の支給額は推進員1人の活動1日につき1000円とし、支給する日数の上限を年度につき5日とする。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めるときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。

2 推進員は、前項の規定により推進員を解嘱されたときは、速やかに推進員証を市長に返納しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定める。

附 則（平成 17 年 10 月 17 日衛食品第 10164 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 17 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 13 日健食品第 2044 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 12 月 13 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日健動第 871 号）
（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 1 日健動第 75 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日医動第 25 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 10 日医動第 506 号）
（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 11 月 14 日から施行する。

（任期に関する経過措置）

第 5 条において、任期は 2 年とし、委嘱の時期は 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までと規定しているが、この要綱の改正により施行日以降に初めて委嘱される推進員については、任期を令和 7 年 11 月 14 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(第1号様式)

横浜市動物適正飼育推進員証

(表)

第	号
<h3>横浜市動物適正飼育推進員の証</h3>	
	氏名
	委嘱期間 年 月 日から 年 月 日まで
横浜市長	

(裏)

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)
(横浜市動物適正飼育推進員)

第21条 市長は、法第38条第1項の動物愛護推進員として、横浜市動物適正飼育推進員を委嘱する。

動物の愛護及び管理に関する法律 (抜粋)
(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その状況に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(第2号様式)

年 月 日

横浜市動物適正飼育推進員活動報告書

横浜市長

年 月 日から 年 月 日までにおける動物適正飼育推進活動の
状況を次のとおり報告します。

横浜市動物適正飼育推進員

	年 月 日	依頼元	活 動 内 容	
			活動区分	活動の概要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				